

第9期 横浜町介護保険事業計画・横浜町高齢者保健福祉計画(案)に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

この要領は、第9期横浜町介護保険事業計画 横浜町高齢者保健福祉計画(案)に対するパブリックコメントの手続に関して必要な事項を定めることにより、広く町民に情報提供するとともに、町民からの意見を可能な限り反映させることを目的とする。

2 パブリックコメントの手続の対象

第9期横浜町介護保険事業計画・横浜町高齢者保健福祉計画(案)

3 パブリックコメントの手続実施の周知方法

- (1) 広報よこはま(2月号)への掲載
- (2) 町ホームページへの掲載(令和6年1月22日(月)から)

4 計画等の閲覧

- (1) 役場1階ホール
- (2) ふれあいセンター
- (3) 菜の花にこにこセンター
- (4) 町ホームページ

5 意見等提出期間

令和6年1月22日(月)～令和6年2月14日(水)まで
※郵送の場合は、末日の消印有効とする。

6 意見等提出資格

- (1) 町内に居住する方
- (2) 町内に通学又は通勤する方
- (3) 町内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 町に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとする。

- (1) 持参する場合

ア 福祉課(菜の花にこにこセンター内)の窓口へ直接提出

イ 次に掲げる場所に設置された提案箱に投函

(ア) 役場 1 階ホール

(イ) ふれあいセンター

(ウ) 菜の花にこにこセンター

(2) 郵送する場合

郵送先 〒039-4134 横浜町字林ノ脇 79-82(菜の花にこにこセンター)
福祉課 宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 0175-73-0045 (福祉課)

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス kaigo@town.yokohama.lg.jp

※電子メールの件名「第 9 期横浜町介護保険事業計画 横浜町高齢者保健福祉計画(案)のパブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、第 8 期横浜町介護保険事業計画 横浜町高齢者保健福祉計画の策定に当たって参考とする。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び町の考え方を、次の場所等で公表する。

ア 福祉課 (菜の花にこにこセンター)

イ 役場 1 階ホール

ウ 町ホームページ

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしない。